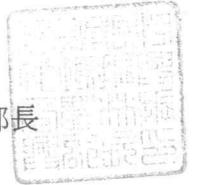


新潟県特別栽培農産物認証通知書

長振農第2196号
令和元年9月17日長岡市浦4726番地
有限会社 アグリカンパニーこしじ
代表取締役 西脇 安三郎 様

長岡地域振興局農林振興部長



平成31年3月26日付けで生産登録した下記の農産物について新潟県特別栽培農産物認証要綱第15第1項の規定に基づき認証したので、通知します。

記

1 認証した農産物等

農産物名 (作型名)	面積 a (ほ場数)	出荷予定量 kg	出荷単位	マーク規格 数量 (枚)	現有マークの 規格・数量(枚)	生産登録番号	認証番号
米 ()	面積: 1,479.74 (61)	園芸: 玄米: 64,650 精米: 7,880	玄米30kg 袋、精米5kg 袋	大: 2,155 中: 小: 1,576 計: 3,731	—	生-19-G-055	G19055 (長岡市)
合計	面積: 1,479.74 (61)	園芸: 玄米: 64,650 精米: 7,880		大: 2,155 中: 小: 1,576 計: 3,731	大: 中: 小: 計: 0	—	—

2 留意事項

- 1) 認証マークは要領第16第1項に基づき、県で指定の印刷業者(第一印刷所)に認証通知の写しを添えて申し込む。
- 2) 要綱第18に基づき、農産物が認証基準を満たさないことが判明したとき、又は認証マークの使用許可を受けたものが認証マークを不正に使用したとき等の認証が不相当と認められたときは、認証を取消すものとする。
- 3) また、認証者に過失がないと認められる場合を除いて、取消しの翌年から起算して3年間は、当該認証者からの申請に係る農産物を認証しないものとする。